

基準緩和認定実例

認定文書番号: 関自技第1934号

○全体概要

実証事業者	(株)マクニカ
実証期間	2022年2月26日～2022年3月21日
実証実験の概要	NAVYA ARMAを使用した自動運転車両走行と車両を管理するために必要な「遠隔監視システム」や複数のモビリティを管理する「群管理」の検証。

○実証の概要

走行場所	①栃木県壬生町: 2022年2月26日～3月6日 ②三重県四日市市: 2022年3月19日～21日	
走行環境条件	走行空間	交通環境整備空間／混在空間(生活道路)
	交通環境	直進のみ／右折あり／左折あり・信号あり
	走行時間帯	日中のみ
	天候	「豪雨」「降雪」「霧」「雷」以外の条件では実施。
	実証時最高速度	18km/h
インフラとの連携の内容	無し	
車両内外の保安要員の有無	有り	
保安要員有りの場合、配置場所	車内(1名)、バス停付近、信号の無い横断歩道	

<走行空間の写真等>

5.1. ルート設定

みぶハイウェーブパークから公園内の「ふしぎの船」や「おもちゃ博物館」、「ばなばなのまち」を経由するルート(約2.2km)で運行する。



図 5-1 運行ルート

○車両の基礎情報

ベース車両	NAVYA ARMA
システムの類型	特別装置自動車
車両諸元情報	長さ4750mm、幅2100mm、高さ2640mm、総重量: 3005kg
最高速度	18km/時
定員	11名
立席・着席	立席3人(オペレーター席1席)、着席8人

<車両の外観写真等>



○主な基準緩和項目と代替の安全確保策とその考え方

保安基準8条第2項 原動機・動力伝達装置	車外で主電源をONさせるため、システム上、運転者席での始動操作ができない。 運転者ログインPWでの起動。
保安基準10条 操縦装置	運転者席の設置。コントローラーを使用し操縦を行う。 細目告示第168条表1と同じ表示をシール、ステッカーで貼り付け表示。
保安基準11条第1項 かじ取り装置	かじ取りハンドルを備えていない為、コントローラーを使用し操縦を行う。
保安基準17条の2第5項及び6項 電気装置	バッテリー保護バーの設置、運行速度の制限を設ける。
保安基準20条第1項 乗車装置	運転者席の設置。立席の為、背もたれ、シートベルトを設置。
保安基準24条第1項 立席	運転者席が立席の為、告示で定める床面以外に設ける。

<緩和対象箇所の写真等>



○基準に適合させるために実施した改造事例

保安基準10条 操縦装置	運転者席に操縦装置を設置。
保安基準17条の2 電気装置	バッテリー保護バーの設置。カバーの設置。
保安基準18条 車枠および車体	フェンダーの設置。
保安基準21条 運転者席	運転者席の設置。
保安基準22条 座席	告示で定める寸法に座席を改造。
保安基準32条 前照灯	告示で定める光度の前照灯を設置。
保安基準34条 車幅灯	告示で定める位置へ車幅灯を設置。
保安基準36条 番号灯	告示で定める位置へ番号灯を設置。
保安基準37条 尾灯	告示で定める位置へ設置。
保安基準39条 制動灯	告示で定める位置へ設置。
保安基準41条 方向指示器	告示で定める位置へ設置。
保安基準43条の2 非常信号用具	告示で定める製品の設置。
保安基準43条の7 車両接近通報装置	告示で定める製品の設置。
保安基準44条 後写鏡等	後写鏡の設置。
保安基準47条 消火器	消火器の設置。
<改造箇所の写真> 公表不可	

○ヒヤリ・ハット事例(発生内容、原因、対策等)

<ヒヤリ・ハット状況の写真や図など>